

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年12月12日（水）午前9時56分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地 覺君
委員	松枝正浩君	委員	愛甲信雄君
委員	木野田 誠君	委員	有村隆志君
委員	中村正人君	委員	植山利博君
委員	蔵原 勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

山口仁美君	山田龍治君	川窪幸治君
宮田竜二君	鈴木てるみ君	平原志保君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長兼まちづくり調整監	堀之内 毅君	上下水道部長	堀切 昇君
建設政策課長	川路和幸君	建設施設管理課長	仮屋園 修君
建築住宅課長	侍園賢二君	都市計画課長	柿木安長君
区画整理課長	馬渡孝誠君	下水道課長	池之上 淳君
建設政策課主幹	笛田純一君	建設施設管理課主幹	山元辰実君
建築住宅課主幹	堀ノ内 敬久君	建築住宅課主幹	末永明弘君
都市計画課主幹	三島由起博君	区画整理課主幹	竹下浩二君
下水道課主幹	池田康一郎君	下水道課主幹	戸高一朗君
建設施設管理課公園管理Gサプリーダー	桑幡孝志君	建設政策課政策G主査	米元利貴君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第102号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第103号 霧島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第113号 指定管理者の指定について（麓1号公園）

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時56分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月4日の本会議で本委員会に付託になりました議案3件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第103号 霧島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第103号、霧島市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

議案第103号、霧島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について御説明いたします。まず、経緯と致しまして、総務省が平成27年1月27日大臣通知によって、人口3万人以上の自治体における下水道事業等について、平成32年度までに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用するよう要請がございました。大臣通知に対応し、本市下水道事業は1年前倒しし、平成31年4月1日から同法第2条第3項の規定に基づき、その全部を適用する準備を進めているところでございます。その準備の一環として、同法第4条の規定に基づき、下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるため、本条例の制定を行い、併せて関係条例の所要の改正及び廃止をしようとするものでございます。詳細については課長から説明をさせますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

○下水道課長（池之上淳君）

それでは、条例の内容について御説明いたします。第1条は下水道事業の設置について、第2条は地方公営企業法の全部を適用することを、第3条は経営の基本理念、事業計画との関係性、下水道事業を実施している2処理区の名称、区域、事業種別、終末処理場の名称について、第4条以降は組織、重要な財産の取得及び処分等議会の議決を要する範囲、法に基づく書類等の提出について明記したものであります。また、附則第1項は施行期日、附則第2項及び附則第3項では霧島市下水道事業基金条例の廃止及び基金の廃止後の財産について明確化し、附則第4項以降は本条例の制定に伴い、12の関係条例について制定年度、条例番号順に字句の改廃を行おうとするものでございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

新旧対照表の5ページの人数のところですけども、改正前の公営企業で水道事業の部局の職員が38人ということで、今度、下水道を合わせて38人なんですけど、ここの人数の改正はしなくてよろしいのでしょうか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

水道事業において、人員の削減がなされた委託の事業がございました。その減少した職員の分に加えまして、私ども下水道事業が企業職員となりましても、数字が増にならないということで、今回は数字の変更については上げておりません。

○委員（植山利博君）

要するに、上下水道合わせて38人以内で、職員は十分だという理解でよろしいですね。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

本庁の行政改革推進を行う部署と協議をした結果でございますので、今の段階では、そのままでもよろしいということで御理解いただければと思います。

○委員（植山利博君）

この条例を制定することによって、下水道課が公営企業としての機能を発揮するようになるわけですけども、このことによって、実際の運営に大きく影響を及ぼす、若しくは変化が起きることがあればお示してください。

○下水道課長（池之上淳君）

一般会計から公営企業会計に移るということでございまして、これによりまして、他の類似の公営企業や民間企業との比較が可能になって、経営成績や財政状況をより正確に評価、判断をすることができるようになっていくというところでございます。

○委員（植山利博君）

当然そうなるわけですけども、そのことが、現在、下水道で受益を受けておられる方々にとって、どのような影響が発生するというふうに考えられていますか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

民間になれば、当然、貸借対照表とか損益計算書、それからキャッシュフロー計算の財務三表ということで、内部的には複式簿記の体制になっていくこととなります。そうすることによって、下水道事業と致しましては、平成29年度決算においても一般会計から6億5,000万円程度の繰入金を入れているということで、体制が変わったから繰入金は要らないということではなくて、やはり繰入金はそのまま継続していくことになろうかと思っております。ただ、受益を被る方につきましては受益者負担の原則というのがございますので、今、歳入の32%程度を一般会計から繰り入れておりますので、受益者負担ということだけでいけば、受益者に対して負担をしていただかないといけないということで、経営戦略という中長期的な計画も作っております。直接住民にどうかと言われますと、なかなかそこら辺は見えないところでございますので、今後、そういうことで住民に対して、どうい

サービスができるか、もちろん管路の整備をして、その生活環境の整備には努めていきたいと思いますが、それも10年間の計画はあるんですが、10年以降となりますと、まだ見えないところでございまして、それは企業会計に移りまして、企業会計として、ではどうなんだと、経営が成り立つのかどうかということで、一般会計からの繰入れをなるべく少なくしていく方向で考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

言われるように、公営企業として独立採算を求められるということになるかと思うんです。そうしますと、現在は1 t当たりの処理単価、いわゆる処理原価と受益を受けている方々の1 t当たりの単価とが逆転しているというか、逆転まではいかないけれども、一般会計から32%の繰入れをしていること自体が独立採算という観点から言えば、ほど遠い状況にあるわけです。もちろん一般会計からの繰入れをゼロにするということではないわけですが、独立採算性を堅持するためには、どの程度までが許容されるのか、であれば独立採算を堅持するための受益者の負担、今、もちろん検討されておりますけれども、そのことが、より顕在化するというふうに思うんですが、いかがですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

一般会計からの繰入れにつきましては、今まで工事を行ったものは、起債で行っておりますので、起債償還に係る半分は基準内の繰入金ということでありますので、基準内の繰入れに持ち込むために、今回、経営戦略の中で料金設定を10年間どの程度持つていく。概算で言いますと、使用料が1 m³当たり100円に対して処理原価が150円掛かります。ですから、処理をすればするほど50円の赤字が出るわけでございます。この使用料の見直しを20年間してきておりませんので、そういったことを踏まえながら、一気に上げるのではなくて、10年掛けて段階的に値上げをしていって、それに加えて、そういった住民の方だけに負担を強いるのではなくて、コスト削減を委託できるものは民間のほうに委託をしながら現在やっておりますけれど、電気代とか薬品代等も含めて民間のほうに委託して、安くで、コストが縮減できればと考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

言われるとおりだと思います。公営企業としての経営の合理化、経費の節減、このことには最大限の努力をしつつ、処理原価と使用料のあるべき姿ということも、今検討されている段階ですので、下水道が布設されていない方々と下水道の恩恵を受けていらっしゃる方々とは、受益の差が出ているわけですから、合理的な受益者負担を求める取組も求めておきたいと思います。

○委員（松枝正浩君）

新旧対照表の6ページ以降ですけれども、改正前は規則で定めるところが、改正後は市長が定めるというふうになっているんですけれども、このような表現になった経緯をお示してください。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

文言の統一をしたというふうに考えていただければと思います。規則で定めるとありますが、基本

的に市長が定めるものであります。条文がいろいろとありますが、水道でも用いられる管理者としての市長という部分が、実際は市長が定めるものというようなことで、定めているものが規則であったりということになりますので、それに統一したということでございます。市長の組織の中で特別会計としておりますけれども、その位置付けが変わりますと。その中で、どういう表現をするか検討した結果、市長が定めるものということになったと御理解いただければと思います。

○委員（有村隆志君）

霧島市下水道事業基金条例の廃止及び基金の廃止後の財産について明確化と課長の説明がありました。具体的に条例を見てみますと、下水道事業に引き継ぐものとするということで、基金そのものは下水道のほうに残るということでよろしいですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

基金の条例の廃止につきましては、基金というのは3種類程度で、使途が決められて、それを取り崩して使用するのは限定的になっております。下水道事業自体が公営企業化した段階で、現金を全く持ち合わせない状態になります。それを資本金のようなスタイルに変えていきますと。廃止することで、しばらくの間の現金のつなぎというか、もともとの現金として取り扱いをしますというのが、この流れです。その次に、基金を取り崩した後はどうするのかという流れの中で、それは下水道事業に帰属しますというようなことを言ってやることによって明確化できると。ですので、今回、3月31日で打ち切りの決算をするような形になりますけれども、それ以降に剰余金が発生したのも、それと基金については、それ以前に取崩しをしまして、今回、お認めいただくと通帳等も作ることが可能になってまいります。そのようなことを踏まえて、私どもが運営する口座に基金、決算剰余金といったものを管理するというようなことを明確化したと御理解いただければと思います。

○委員（有村隆志君）

基金を取り崩すということではなくて、それを企業会計に移ったときの準備に使うということでもいいわけですね。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

そのとおりでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第103号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時15分」

「再 開 午前10時19分」

△ 議案第102号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第102号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長兼まちづくり調整監（堀之内毅君）

議案第102号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。現在建築中の田口団地2号棟が平成31年2月に完成の見込みであることから、条例に同棟を追加し、市営住宅として設置、管理しようとするものです。詳細については、建築住宅課長が御説明いたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

議案第102号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。1、一部改正する条例、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例、2、主な改正内容、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の別表中、霧島地区の田口団地、木造4戸を追加するものです。改正の理由は、平成30年7月着工の田口団地2号棟の木造2階建4戸が平成31年2月に完成となることに伴い、市営住宅として設置し、管理しようとするものです。今回の設置を行うことにより、市営住宅は特定公共賃貸住宅、準公営住宅を含めて4,338戸、単独住宅は233戸、合計4,571戸になります。以上で説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

建て替えだと思いますが、建て替え以前は何戸数あったか、平均の住宅使用料は幾らであったか、新しく8戸になって、平均の住宅使用料は幾らくらいになるか教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

田口団地は建て替え前は1棟4戸ありました。今回の田口団地につきましては田口団地だけの建て替えではなくて、田口団地、松瀬団地、大窪団地の3か所の団地の集約をした統合団地となります。先ほど申し上げましたように、田口団地が1棟4戸、松瀬団地が1棟4戸、大窪団地が5棟20戸となりますので、28戸分の建て替えを行いまして8戸になるということです。建て替え後の住宅使用料につきましては、田口団地が2DKタイプと3DKタイプがありまして、収入によって変わりますので一概には言えないんですけども、2DKタイプが約1万9,000円から2万9,000円、3DKタイプが約2万4,000円から3万6,000円円と考えております。建て替え前については、資料がないので金額は分からないのですが、田口団地、大窪団地とあるんですけども、非常に古くて、収入によって違いますので一概には言えないんですけども、かなり安いというところですよ。

○委員（木野田誠君）

今ある最初の田口団地の1棟4戸の入居状況はどうですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

平成27年に建設をしております。建設をして設置条例の改正をしまして3月に募集したんですけれども、募集期間が短かったところもありまして、最初は応募がなくて、その後、随時募集としまして一旦全て埋まっております。今年度の8月頃に1戸出まして、今、3戸入っている状況です。

○委員（木野田誠君）

今度、4戸追加されるということですが、この応募状況は、どのように予測されていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

来年2月末から募集していくわけですが、前回は埋まっておりましたので需要はあると考えております。国分隼人地区程、倍率は高くないかもしれませんが、4戸が埋まるものと考えております。

○委員（蔵原 勇君）

4戸のうち3戸は埋まっていて、残りの1戸については見通しがあるということでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほどの説明は、田口団地の1号棟の入居の状況です。

○委員（植山利博君）

今回の設置で4,571戸になるということですが、これまでも一般質問等で公営住宅は過剰気味だと。今後の公共施設のマネジメントの中で、削減をしていく方向であるということをおっしゃっているわけですね。建て替えの基準、古くなったものを解体した後は建て替えるのか、建て替えないのか、減じていくということですので、その辺の明確な基準というものが必要だろうと思うんですけど、その辺はどう考えておられますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

長寿命化計画の中で、その地区の人口、現在ある住戸の戸数、その辺を見て、将来何戸あれば十分なのかというところを検討しております。平成29年3月に策定した長寿命化計画のときにも、当時、建て替えを計画していた所をやめたりしながら、将来の保有戸数を推定して、既にオーバーしているのか建て替えないのか、まだ足りないのか建て替えるのかというところを検討しております。霧島地区におきましては、他の地区と比べて住宅保有戸数が少ないということもありまして、今回計画したところでございます。

○委員（植山利博君）

その地域の人口動態といいますか、どうなっていくかという将来展望、もっと言えば霧島市の人口推移がどうなっていくのか。これは本会議でも言いましたけれども、それぞれの個別の推計は、霧島市が目指している13万人を想定して、その個別の計画を立てられているのか、若しくは社人研（国立社会保障・人口問題研究所）が言っている人口を参考にしつつというような表現もされていますけれども、4万人ぐらいの開きがあるわけです。個別具体的な建て替え計画なり、公営住宅の将

来のあるべき合理的な数字の予測を立てる場合には、人口推計がしっかりしていないとできないと思うんですけど、その辺がどうも曖昧な気がしてならないのですが、いかがですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

長寿命化計画を立てるときに、どの人口を想定していくかということは議論しました。ふるさと創生総合戦略では13万人を目標にということではあるんですけども、公営住宅の基本的なところは、所得の低い方に住宅を供給するということですので、目標人口に定めて住宅戸数をするのではなくて、少なくなるという現況を見据えて住宅戸数を推測しています。所得の低い人への住宅確保というところですので、人口が増えていったときには、この人口も割合的に上がっていくので、住宅も増やしていかなければいけないと。公営住宅におきましては、人口について、どちらかという後追いしていく感じなのかなと考えています。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第102号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時32分」

「再開 午前10時34分」

△ 議案第113号 指定管理者の指定について（麓1号公園）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第102号、指定管理者の指定について（麓1号公園）を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長兼まちづくり調整監（堀之内毅君）

議案第113号、指定管理者の指定について、概要を御説明申し上げます。今回、溝辺町の麓第一土地区画整理事業区域内に新設された麓1号公園の管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定しようとするものです。詳細については、建設施設管理課長が御説明いたします。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

議案第113号、指定管理者の指定について（麓1号公園）について、御説明申し上げます。溝辺地区にある麓1号公園は、地域の交流やふれあいの場として、また、レクリエーションを通じ、利用者の健康増進を図ることを目的として設置され、周囲を住宅地に囲まれた公園です。この公園は、平成25年度に敷地造成工事、平成29年度から平成30年度にかけて広場やトイレ棟等の整備をそれぞれ行い、平成30年9月10日供用開始された公園です。総面積2,200㎡のうち、多目的トイレ18.42㎡、駐車場5台分、それにベンチ5か所、縁台1か所、遊具3基、水飲み場1か所、サトザクラなどの

植栽11本が整備されています。平成30年度においては、公益社団法人霧島市シルバー人材センターと単年度契約を締結し、トイレ清掃や芝の管理、樹木の剪定、遊具点検などを行い、安心安全な公園の管理に努めているところです。現在、建設施設管理課所管の隼人等都市公園34か所の施設の維持管理、樹木や芝の管理、公園の運営については、公益社団法人霧島市シルバー人材センターを指定管理者として指定しており、その指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっています。当該公園についても、指定期間の満了年度を隼人等都市公園と合わせるため、平成31年4月1日から平成33年3月31日まで2年間とするものです。以上で、説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

トイレが設置されているようですが、このトイレを設置した経緯をおしえてください。

○都市計画課長（柿木安長君）

麓地区には七つの公園があるんですが、その中でも麓1号公園は空港方面から来れば入り口ということと七つの公園の中では面積が広いということ、コンビニエンスストアがあればいいんですが、なかったものですから、トイレも必要ではないかということで設置することと致しました。全部の公園にトイレを設置するというのではなくて、トイレの使用状況を見ながら、残りの公園については検討をしていきたいと考えております。

○委員（松枝正浩君）

残りの箇所については今後の状況ということで、今どこにトイレを造るといようなことは考えておられないということでしょうか。

○都市計画課長（柿木安長君）

区画整理の中の公園が街区公園ということで、通常は半径250mの距離の方々が利用するというのが前提でございますが、通常、トイレは設置しないんですけれど、近くに学校があったり、あと、この区画整理内だけではなくて、他の所からも来られるとか、そういうことが顕著になった場合には検討してまいりたいと考えております。

○委員（愛甲信雄君）

この公園の樹種は、どういう理由で選定されましたか。

○都市計画課主幹（三島由起博君）

樹種については、年間を通して花を楽しんだり、落葉樹と常緑樹を混ぜて樹種選定をしています。

○委員（愛甲信雄君）

恐らく管理がしやすくなるための選定ではないのかなと。剪定をしなくていい木ばかりです。いい選定をしたなと思っているところです。

○委員（木野田誠君）

直接指定をする理由ということで、隼人等の都市公園に合わせて、ここもシルバー人材センターにすとなっておりま。その利点もここに書いてあるわけですが、果たして同じ団体に任せていいのかどうかということも考えるわけですが、協議の中でデメリットは出てきませんでしたか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

デメリットにつきましては、今回は特に見当たらなかったところでは。

○委員（木野田誠君）

シルバー人材センターが他の公園もうまくやっただいてから、今回もシルバー人材センターでいいという結論でこういうふうになったという捉え方でいいですか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

シルバー人材センターに他の公園も含めて管理をしていただいているんですが、これが必ずしも100%というわけではございませんが、通常の公園を利用する範囲においては適切な管理であると私たちが判断しまして、他の公園と同じような管理をしていただこうということで、シルバー人材センターを指定したいと考えているところでは。

○委員長（木野田誠君）

今、課長が100%ではないけれどもと言われましたけれど、その100%ではないところをさっきの質問で聴いているわけでは。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

公園の面積のほとんどを芝が占めるわけですが、この芝の管理につきましては、一年を通して例えば短い状態、長い状態といろいろあると思います。道路の草と一緒に、長い状態が続かなくて短い状態が望ましいとは思いますが、主に芝の管理についてということでは、今の管理で通常の利用について支障はないということでは。

○委員（愛甲信雄君）

芝の種類は何ですか。

○都市計画課主幹（三島由起博君）

高麗芝です。

○委員（愛甲信雄君）

高麗芝は手が掛かると言うんです。最近、野芝が見直されているという話もありますが、後の管理がすごく楽しいですので、今後、研究してもらえばと思います。要望です。

○委員（蔵原 勇君）

供用開始後3か月という状況ですが、地域によっては健康増進の上で、大変有り難い施設だと喜ばれていると思うんです。その3か月時点で利用状況とか分かれば教えてください。

○建設施設管理課公園管理Gサブリーダー（桑幡孝志君）

10月までは芝の養生のため、公民館長さんとお話をしまして一般の開放はしていないところでは。

ただ、区画整理のほうで新築の家がかなり増えておりまして、近くの子供達は利用していると公民館長さんからは聴いております

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時49分」

「再開 午前10時50分」

○委員長（池田綱雄君）

再開します。ほかにありませんか。

○委員（植山利博君）

区画整理の中の街区公園ということですが、ようやく一つ目が出来て、やっと出来たかという感想を持っております。それで、この公園を造られるときに、例えば遊具の選定であるとか、レイアウトであるとか、駐車場の確保を何台にするとか、そういう点で地域の方々の御意見を聴かれたということはありますか。

○都市計画課長（柿木安長君）

地域の声と言いますか、自治会長さんとか、私たちがここを何回か見に行ったときに小さい子供を連れての方の意見とか、トイレの位置については、隣に新築の家がありまして、近くに造ってほしくないとか、それと道路がありますので、子供たちの飛び出しなど、いろいろ考えてこの配置としました。遊具につきましては、いい遊具を設置すればいいんでしょうけれど、財源的な問題がありまして、単独の遊具を設置しております。その他の遊具につきましては、宝くじとかに応募したんですが、残念ながらはずれております。

○委員（植山利博君）

公民館長さんやそこに来ている方々の意見を聴いたということです。何人か集めて、どんな公園を造りましょうとか、どういう要望がありますかということ聴く場を公式に持たれたことはないという理解でいいですか。

○都市計画課長（柿木安長君）

公式に聴いたことはございません。

○委員（植山利博君）

浜之市のくまの公園を造るときに、場を設けて、自治会長さんや富隈小学校の保護者の方など何人かに集まってもらって、どんな公園がいいでしょうか、名前はどうしましょうか、どんな遊具が必要でしょうかという聞き取りをされました。私も近所だということもあり、こういう立場もあってでしょうけれども、呼んでいただいて、二、三回協議をさせていただいたことがあります。すばらしい取組だなとそのとき思ったわけですが、今後、この地区には今から公園を設置されるわけですが、そういうことも取り入れられればどうかと思いました。そのようなことは検討されませんか。

○都市計画課長（柿木安長君）

いろいろな皆さんの意見を聴いて、公園を造ることが一番いいとは思いますが、残りの6か所のうちどこから先にするかとか、あと、財源的な問題がありまして要望に応えられない問題もたくさん出てくると思いますが、検討してみたいと思っています。

○委員（愛甲信雄君）

残りの6か所もこのような公園を造る予定ですか。というのは、遊べる公園もですが、避難所となるような特殊な要素を持った公園を今後考えるつもりはありませんか。

○都市計画課長（柿木安長君）

残り6か所あるわけですが、6か所のうち5か所につきましては一時造成というか、広場的なものになっております。この区域においては、公園が住家から大体250m以内にありますので、避難所を兼ねることができると思います。芝を張った公園とか財源が許す範囲で整備していきたいと考えています。

○委員（植山利博君）

シルバー人材センターが指定管理をするということです。ここの委託料は積算をされたと思うんですが、どのようになっていますか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

平成30年度は、10月から3月までで19万4,000円で協定を結んでおります。

○副委員長（厚地 覺君）

この公園は平成25年度に造成工事を始めていますけれど、全体の事業費は幾らくらい掛かっていますか。それと土地は市有地ですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

土地につきましては区画整理で皆さまから減歩された土地から出来た公園でございます。その造成工事については、手元に資料がありません。[資料提出：平成25年度敷地造成工事費3,163,800円]

○建設施設管理課公園管理Gサブリーダー（桑幡孝志君）

公園の芝生や遊具等の整備の工事費については約1,400万円です。トイレは別途工事になりまして1,750万円掛かっています。トイレは単独浄化槽のため、高額になっています。

○委員（植山利博君）

あと6か所造られるということですがけれども、私も浜之市の区画整理のときに鹿児島市を何か所か見て回りました。それで駐車場が余らないんです。今おっしゃったように街区公園は250mを想定されているんです。そうすれば歩いて行ける範囲を想定した公園になっていると思うんです。浜之市のときも駐車場を造るか造らないかで激論がありました。今回、5台分の駐車場がありますけれども、この駐車場のスペースを確保するときに、どういう議論があったのか教えてください。

○都市計画課長（柿木安長君）

今、委員議員が言われましたように、街区公園ですから駐車場を設けるかどうかの議論を致しま

した。溝辺地区にちょっとしたスペースで小さなお子さんを遊ばせる所がないということ、ここに来ていらっしゃった方から聴きました。また空港方面からの入口でちょっとした休憩所にもなるのかなということもありまして、試験的に駐車場を設けた次第でございます。

○委員（植山利博君）

今、試験的にということをおっしゃいました。今後、6か所を造られる場合には、そういうことも考慮するというふうに受け止めました。それと先ほどありましたように、この限られた区画整理の範囲の中に6か所造られるわけですから、6か所が同じような公園ではなくて、それぞれが特徴を持った公園整備を目指していただきたいと求めておきます。

○委員外議員（平原志保君）

トイレが設置してありますけれど、トイレ掃除の回数はどうなっていますか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

週に1回から2回程度となっています。

○委員外議員（平原志保君）

トイレは結構汚れると思うのですが、汚れているときはどういう対応をされますか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

市民の方から連絡があった場合は、すぐに協定を結んでおりますシルバー人材センターに連絡を致しまして、早急に清掃を行うように心掛けております。

○委員外議員（平原志保君）

トイレに連絡先の看板等は設置されるのでしょうか。

○建設施設管理課公園管理Gサブリーダー（桑幡孝志君）

トイレには公園管理グループという表示はあるのですが、電話番号はなかったと思いますので、そこは周知するようにしたいと思います。

○委員外議員（平原志保君）

先ほど委員の方からありましたが、特徴ある公園整備ということで、中学校も近くにあるので、中学生も遊べる公園ということで、バスケットボールのゴールとの設置とか、それほどお金を掛けなくても出来ると思うので、要望します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第113号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時04分」

「再開 午前11時08分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

△ 議案第103号 霧島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第103号について意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

質疑の中でも言いましたけれども、公営企業としての上下水道部が生まれるわけです。独立採算という観点からも、この運営については合理的な経営を求め、また汚水の処理原価と使用料の関係もきちんと精査して、今後の使用料設定にも取り組むことを求めていると思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第102号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第102号について意見はありませんか。

○委員（木野田誠君）

田口住宅については2号棟が完成間近ということでありまして。3号棟の工事も同じようなタイプを予定されておりますけれども、新しくここに建てるのであれば、モデルケースとして、私どもがかねてから申し上げている定住促進住宅、いわゆる児童数の増減とか、そういう方向性を持って、民間委託をして造るというようなことも計画する必要があるのではないかと思います。

○委員（植山利博君）

今回、公営住宅を新たに建設されたわけです。これまでの執行部の基本的な考え方としては、霧島市においては公営住宅が過剰だと。今後、削減の方向に行くんだということが言われておりますが、やはり新たに建設すると木造であっても30年、40年は固定化されるわけです。4階建て、5階建ての公営住宅の建て替えとなると、50年、60年は固定化されます。人口動態が非常に微妙な現状において、機動性を持って対応するには、建て替えではなくて、現在ある民間の空き家やアパートを活用し、そして家賃の補助をすることによって柔軟な対応ができると思います。現在は執行部としては、そのようなことは考えていないということでありましてけれども、今後、しっかりと検討する余地があると私は思いますので、そのことを求めていると思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第113号 指定管理者の指定について（麓1号公園）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第113号について意見はありませんか。

○委員（木野田誠君）

今回の指定管理につきましては、シルバー人材センターを直接指定ということでありました。シルバー人材センター一つに決めて直接指定することもいいかと思いますが、競争原理が損なわれる可能性もあるのではないかとこのことを心配します。

○委員（植山利博君）

質疑の中で求めておきましたけれども、この地区には、今後、新たに六つの公園を建設する予定があるということです。公園建設に当たっては、どのような公園が望ましいのか、地域の方々、そこを利用される方々の声を反映するような機会を、ぜひ作っていただきたいということを求めておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終わります。

[中村正人委員退室]

それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第102号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第102号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第102号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第102号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第103号 霧島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第103号、霧島市下水道事業の設置等に関する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第103号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第103号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第113号 指定管理者の指定について（麓1号公園）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第113号、指定管理者の指定について（麓1号公園）の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第113号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第113号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

[中村正人委員入室]

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（植山利博君）

先ほど、それぞれの議案について自由討議の中で申し上げたこと意見を委員長報告で伝えていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

自由討議の意見も報告する予定ですが、そこで報告すれいいということですか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 17 分」

「再 開 午前 11 時 18 分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、「産業建設常任委員会の所管事項について」ということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。ここでしばらく休憩します。次に、その他として何かありませんか。

「休 憩 午前 11 時 19 分」

「再 開 午前 11 時 22 分」

○委員長（池田綱雄君）

次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前 11 時 23 分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

池田 綱雄